

たばこ・喫煙に関する日本たばこ産業株式会社の見解等

平成 17 年 11 月 8 日

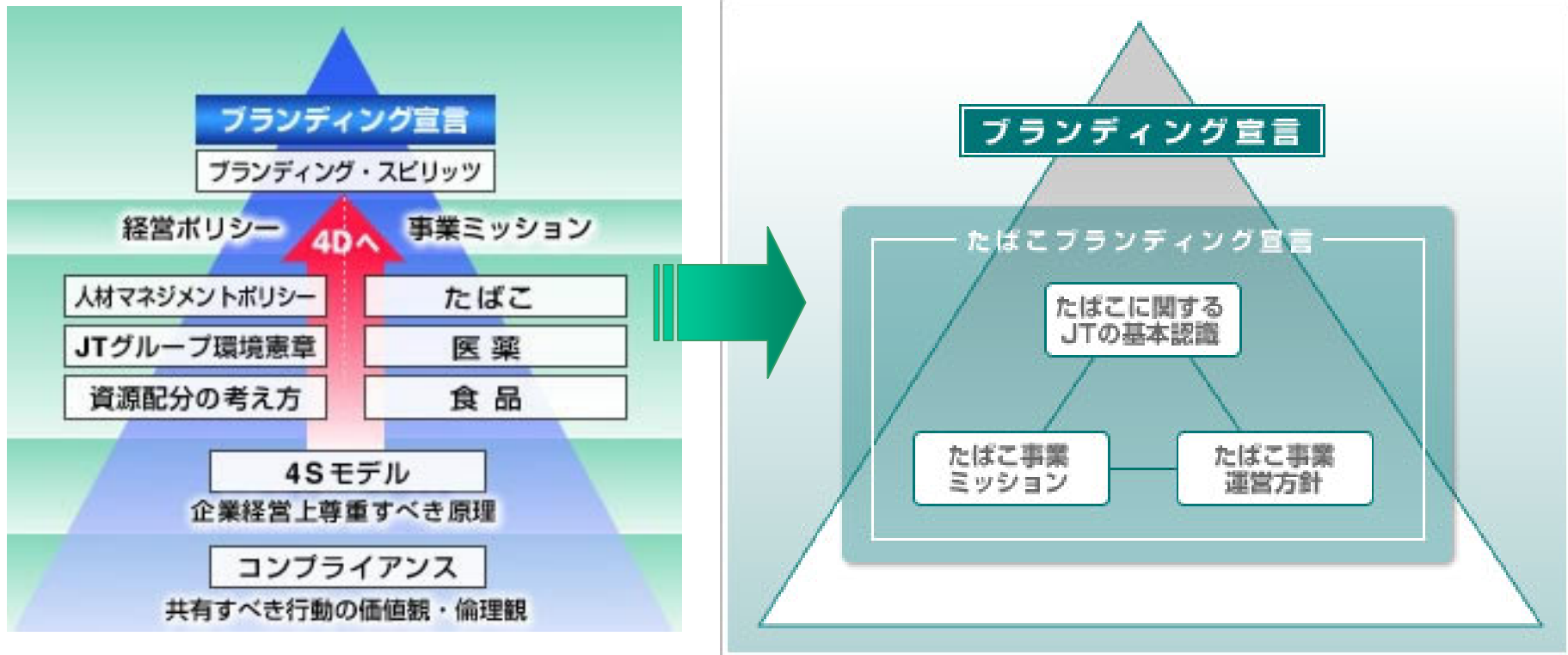
第 19 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

資料一覧

		ページ番号
資料3-1-1	JTのたばこ・たばこ事業に対する基本姿勢:「たばこブランディング宣言」	3
資料3-1-2	日本及び諸外国の喫煙者率	5
資料3-1-3	たばこに対するJTの基本認識	6
資料3-1-4	たばこ事業運営方針	7
資料3-1-5	喫煙と健康に関するJTの基本的考え方:「喫煙と健康」	8
資料3-1-6	JTの取組み(未成年者喫煙防止、たばこを吸われる方と吸われない方の共存)	9
資料3-1-7	JTの基本的考え方:「未成年者喫煙防止」	10
資料3-1-8	未成年者喫煙防止に向けた取組み	11
資料3-1-9	成人識別機能付き自動販売機について	14
資料3-1-10	JTの基本的考え方:「たばこを吸われる方と吸われない方の共存」	16
資料3-1-11	たばこを吸われる方と吸われない方の共存に向けたJTの取組み	17
資料3-1-12	「適切な規制」に関する基本的考え方	23
資料3-1-13	喫煙と健康に関するJTの基本的考え方:「環境中たばこ煙」	24
資料3-1-14	受動喫煙に関する研究報告	25
資料3-1-15	喫煙と健康に関するJTの基本的考え方:「喫煙の社会コスト」	30
資料3-1-16	超過医療費に関する研究報告	31
資料3-1-17	労働力損失に関する研究報告	33

(資料3-1-1) JTのたばこ・たばこ事業に対する基本姿勢:
「たばこブランディング宣言」

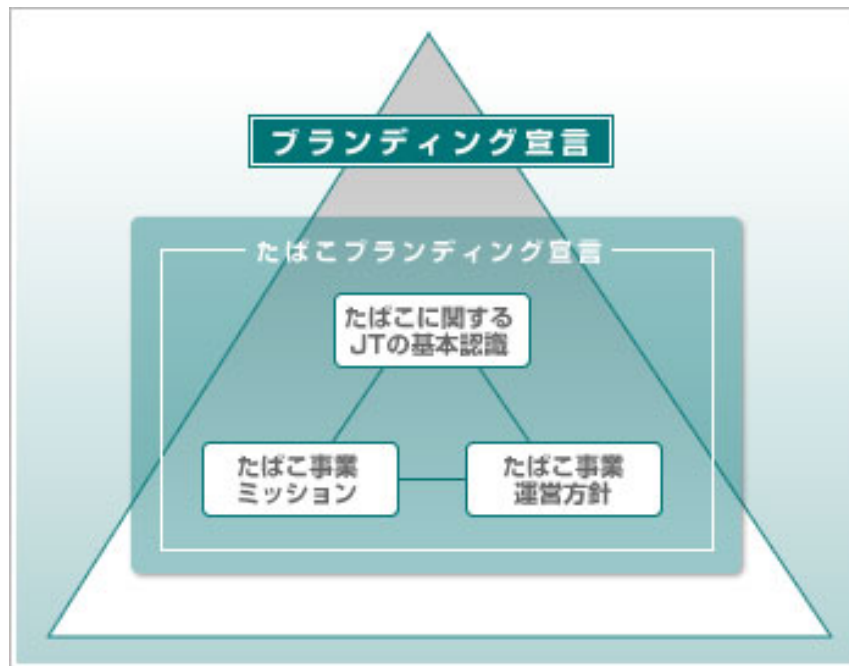
JTブランディング宣言 → たばこブランディング宣言



※詳細は、JTのウェブサイト「Delight」:<http://www.jti.co.jp/JTI/group-mission/WelcomeJ.html>をご覧ください。

(資料3-1-1) JTのたばこ・たばこ事業に対する基本姿勢： 「たばこブランディング宣言」

私たちは、JTグループミッションである「JTブランディング宣言」の考え方に基づき、JTの事業の中核であるたばこという製品に対する基本認識や、たばこ事業を行うに当たっての基本姿勢を明らかにするために、「たばこブランディング宣言」を策定しました。「たばこブランディング宣言」は、3つのパートにより構成されています。

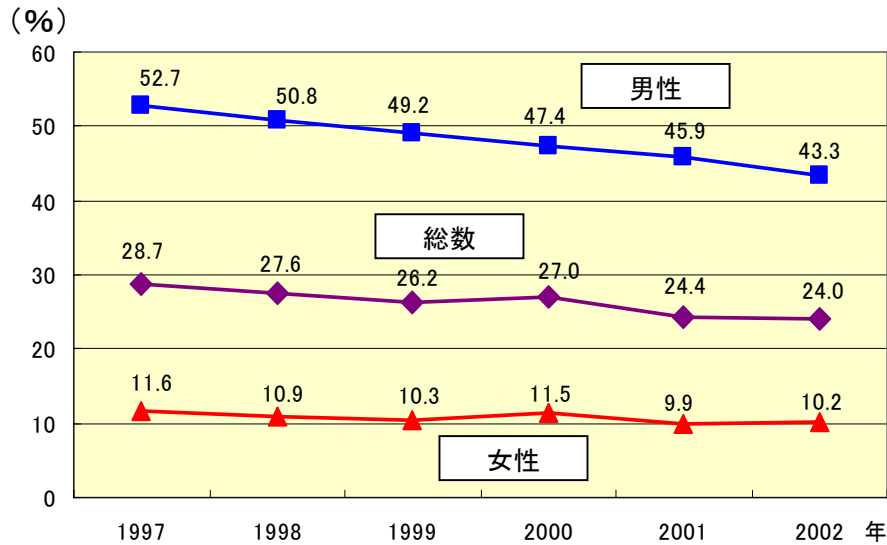


※詳細は、JTのウェブサイト「Delight」：
<http://www.jti.co.jp/sstyle/branding/index.html>
をご覧ください。

私たちは、たばこ事業において私たちの提供するブランドに誇りを持っています。「たばこブランディング宣言」の考え方を責任を持って実践していくことにより、私たちは社会において「かけがえのない存在」になることを目指します。

(資料3-1-2) 日本及び諸外国の喫煙者率

日本における喫煙者率の推移



出典: 国民栄養調査

主要国の喫煙者率

国名	喫煙者率 (%)
ドイツ	35.0
フランス	34.5
オランダ	33.0
イギリス	26.5
カナダ	25.0
イタリア	24.9
日本	24.0
米国	23.6

出典: 世界保健機関(WHO) Tobacco Atlas (2002)

日本は国民栄養調査(2002)

(資料3-1-3) たばこに関するJTの基本認識

私たちJTグループは、主力商品であるたばこを以下のように認識します。

➤ 喫煙者にとってのたばこ

たばこは、豊かな味わいや香りを愉しむため、リラックスしてひとときのゆとりを得るため、あるいは集中力を高めるためなど様々な理由から世界中の約3分の1の成人により愛用されています。一方で、喫煙はリスクを伴います。また、喫煙はなかなかやめられないと言う方々も多くおられます。私たちは、成人の方には喫煙のリスクに関する情報をもとに、喫煙の是非を自ら判断し、個人の嗜好として愉しむ自由があると考えます。

➤ 社会にとってのたばこ

たばこは、会話に「句読点」をつくるため、その場の緊張を解きほぐすため等、様々に人々とのコミュニケーションを演出する道具として愛用されています。一方、たばこを吸われない方々にとってたばこの煙はしばしば迷惑なものとなることがあります。たばこを吸われる方は常にマナーを守り、たばこを吸われない方に十分配慮することを心がけるべきです。また、社会経済の視点から見ると、たばこは耕作者から販売店にいたる幅広い産業の担い手により支えられている製品であり、世界中の多くの人々の生計の糧となっています。たばこを吸われる方々が負担しているたばこ税は世界各国の財源に大きく貢献しているということも忘れてはならない事実です。

➤ 歴史におけるたばこ

たばこは、マヤ文明の時代から永きにわたる歴史的背景をもち、世界各国で多くの人々に親しまれ、その歴史の中で多様な文化を築いてきました。近世において葉たばこは経済価値の高い重要な農作物となり、各種たばこの製造も家内工業から急速な技術革新を経て、他産業よりもいち早く19世紀末にはグローバル産業への進展を見せました。一方で、庶民にとっては贅沢なたのしみであるなどの理由で禁制とされたこともあり、近年では健康の観点から様々な議論がなされております。たばこは歴史的にも議論の多い製品ですが、500年以上にわたり、そして今もかわらず、多くの人々から支持されております。

(資料3-1-4) たばこ事業運営方針

たばこについては様々な意見があり、それゆえ、たばこ事業の運営は誠実で透明であるべき、との社会の期待は大きいと、私たちは考えております。
こうした社会の期待に応えるために私たちは自らを律する運営方針を定め、この原則を忠実に実行していきます。

➤ 喫煙のリスク認識

各国政府当局は喫煙が多くの疾病をもたらす、あるいは、喫煙は多くの疾病のリスクファクターであると結論づけています。私たちは当局が喫煙者にアドバイスするための取り組みを支持します。成人の方々は喫煙のリスクを知った上で喫煙を開始すべきです。

➤ 製品情報開示

喫煙者が、自分が吸っているものについて、その情報を知りたいと考えることは当然のことと思います。私たちは、喫煙者にたばこの添加物についての情報をお知らせするために現在情報開示に向け準備中です。

➤ リスク低減製品開発努力

私たちは、喫煙のリスクを完全に排除することは困難であるものの、リスクを低減させることは可能であると考えています。私たちは、リスクを低減する可能性のある製品の開発に努めていきます。

➤ 未成年者喫煙防止活動

未成年者は決して喫煙すべきではありません。未成年者の喫煙は社会全体で取り組む必要のある問題ですが、私たちとしても引き続き積極的に未成年者の喫煙防止に向けた活動を行っていきます。

➤ たばこを吸われる方とたばこを吸われない方の共存

たばこの煙はたばこを吸われない方にとって不快なものとなることがしばしばあります。また、吸殻のポイ捨ては街や自然の美観を大きく損ない、火災の原因となることもありえます。人ごみでの喫煙は周囲の人に危険を及ぼすことすらあります。たばこを吸われる方はたばこを吸われない方に対し常に配慮し、喫煙マナーを心がける必要があります。私たちは、たばこを吸われる方とたばこを吸われない方が共存できる社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

(資料3-1-5) 喫煙と健康に関するJTの基本的考え方： 「喫煙と健康」

喫煙と健康

厚生労働省は、「21世紀における国民健康づくり運動」において、たばこは、肺がん、心筋梗塞等の虚血性心疾患、肺気腫等の慢性閉塞性肺疾患など多くの疾病や、低出生体重児、流・早産など妊娠に関連した異常の危険因子 であるとしています。私たちも、喫煙は特定の疾病(妊娠に関連した異常を含む)のリスクを高めると認識しています。また、喫煙とそれらの疾病との関連を具体的に解明するため、今後の更なる研究が必要と考えています。

喫煙が多くの疾病の危険因子であるとの厚生労働省の見解は、主として喫煙者の集団と非喫煙者の集団の間での疾病発生率等を比較する統計に基づいた研究(疫学研究)によるものです。疫学研究は、喫煙者集団において特定の疾病のリスクが非喫煙者集団より高いことをほぼ一貫して示しています。

疫学研究は、疾病とその要因との関連性を探るにあたり有用な学問です。しかしながら、がん等、喫煙と関連があるとされる諸疾病の発生には、住環境(大気汚染等)、食生活、運動量、ストレス、遺伝的要因等様々な要因が影響しており、喫煙以外の全ての要因を同じにした集団を比較することは困難です。また、疫学研究は喫煙者と非喫煙者の集団同士を比較するものであり、個々の喫煙者について疾病のリスクを明らかにするものではありません。

喫煙の人体への影響を解明するために、疫学研究のほか、動物実験等が行われています。動物実験において、たばこのタール(数千本～数万本相当)をマウスの皮膚に直接塗布すると、がんが発生することが確認されていますが、たばこ煙のみを吸入させる方法により、がんを発生させることは困難です。

喫煙の健康への影響については今後更なる研究が必要であるものの、私たちは、喫煙が特定の疾病のリスクファクターであると考えています。喫煙するかしないかは、喫煙の健康への影響・リスクに関する情報に基づいて、個々の成人の方が決めるべきものです。

(資料3-1-6) JTの取組み(未成年者喫煙防止、たばこを吸われる方と吸われない方の共存)

• 未成年者喫煙防止対策

- 啓発活動（新聞による啓発広告、店頭等での啓発支援 等）《約1.7億円》
- アクセス防止（成人識別機能自販機導入検証および全国展開）
《2008年全国展開に向け、業界全体で800～900億円》
※種子島検証：2003～2004年の2年間、業界全体で約10億円
- 地方自治体との連携（協議会開催等：年間延べ173回：2004年度実績）
- その他《約0.3億円》

• たばこを吸われる方と吸われない方の共存 《約51.1億円》

- 喫煙マナー向上啓発（マナー啓発広告、市民参加型清掃活動 等）《約38.5億円》
- 分煙（喫煙スペース設置、空気清浄機開発 等）《約9.7億円》
- その他（灰皿等喫煙関連グッズ開発 等）《約2.9億円》

- (注) (1) 年度が記されていない金額は、2005年予算ベース。
(2) 業界全体での取組みについては、按分によりJT負担分を算出。

(資料3-1-7) JTの基本的考え方：「未成年者喫煙防止」

未成年者喫煙防止

未成年者は決して喫煙すべきではありません。

未成年者は、心身の発達過程にあってそれぞれの性格及び生活様式が未確立であり、かつ判断力も十分ではありません。加えて、未成年者の喫煙は法律によって禁止されています。

私たちは、未成年者にたばこを吸わせることを意図した活動は一切行っておりません。私たちは、未成年者の喫煙防止は、大変重要な課題であると認識し、企業としての社会的責任を果たす観点から、関係団体と連携しつつ未成年者喫煙防止のための諸対策を実施しています。

未成年者喫煙問題は、たばこ業界だけで解決できる問題ではなく、家庭教育を含め社会全体で取り組む必要のある問題です。私たちとしても、未成年者喫煙防止に向け、引き続き諸対策を積極的に実施していくとともに、関係団体との連携を一層強化していきたいと考えています。